令和6年11月

従業員各位

総務部　〇〇〇〇

**健康保険証の廃止とマイナ保険証・資格確認書の切り替えについて**

　2024年12月より、現在、みなさんが利用されている健康保険証はマイナ保険証に切り替えられることになります。現在の健康保険証は、切り替え後、1年間は利用できます。なお、今後の取扱いは下記の通りとなりますので、ご案内します。

記

1.健康保険証

今、お持ちの健康保険証は2024年12月2日に廃止されますが、退職等で資格喪失にならない限り、2025年12月1日までこれまで通り使用することができます。なお、2025年12月2日以降、利用が終了した健康保険証はご自身で廃棄していただく予定です（2025年12月2日までに喪失した場合は会社が回収します）。

2.マイナ保険証

　マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナ保険証の利用登録をご自身で行っていただくことで、マイナ保険証として利用することができるようになります。マイナ保険証の利用登録を行ったかが不明なときは、マイナポータルから確認できますので、あらかじめご確認ください。

　マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーカードの申請から行っていただく必要があります。

3.資格確認書の発行

　マイナンバーカードを持っていない方、マイナ保険証の利用登録を行っていない方は、今後、「資格確認書」が発行されます。資格確認書は、5年の有効期限があり、従来の健康保険証のようなプラスチック製

カードとなります。お持ちの健康保険証の有効期限が切れる前に発行されることになっています。

①2024年11月までに健康保険証が発行されている方（現在健康保険証を持っている方）

A.マイナ保険証を利用できる方（マイナ保険証の利用登録をしている方）

マイナ保険証を利用して保険診療を受けることになるため、原則として、資格確認書は発行されません。

B.マイナ保険証を利用できない方（マイナ保険証の利用登録をしていない方）

　現在の健康保険証の利用が終了する2025年12月2日までに、発行されることになっています。現在の健康保険証が利用できる期間は、健康保険証を利用してください。

②2024年12月以降に加入手続き等をされた方

A.マイナ保険証を利用できる方

　　　加入手続き終了後には、加入している健康保険の情報が記された「資格情報のお知らせ」が発行されます。医療機関等で、カードリーダーが使えないときなどに、マイナンバーカードと一緒に提示することで、健康保険証として利用できることになります。（一部の方は、2025年1月の発行になります）。その為、マイナンバーカードと一緒に保管することをお勧めします。退職するときや、家族が被扶養者でなくなるときに、資格情報のお知らせを回収することはありません。ご自身で破棄してください。

　B.マイナ保険証を利用できない方

　　加入手続き終了後に資格確認書が発行されます。資格確認書を使うようにしてください。

　資格確認書には有効期限があります、4～5年ごとに新しい資格確認書に切り替えとなります。退職するときや、家族が被扶養者でなくなるときには、会社が資格確認書を回収します。

マイナンバー保険証の利用方法や資格情報の確認等は以下ホームページからご確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html>

また、健康保険組合の被保険者の方は今後、取り扱いが変わる場合があります。

本件の問い合わせ先：総務部担当〇〇（電話：　　　　　メール：　　　　　）

以上